

介護予防に係るケアマネジメントの基本方針

～自立支援・重度化防止等に資する

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント～

令和2年6月

北見市保健福祉部地域包括ケア推進担当・介護福祉課

1 介護予防に係るケアマネジメントの基本方針

北見市（以下「市」という。）では、介護保険法の基本理念に基づき、ケアマネジメントとは高齢者の自立支援、重度化防止及び生活の質（QOL）の向上に資するものと定義し、介護予防に係るケアマネジメント（介護予防支援・介護予防ケアマネジメント）のあり方を市と介護支援専門員、地域包括支援センター職員（以下「ケアマネジャー等」という。）とで共有するとともに、ケアマネジメントの質を向上させることで、よりよい介護保険制度の運営を図るため、次のとおり基本方針を定めます。

2 介護予防に係るケアマネジメントの基本的な考え方

介護予防支援・介護予防ケアマネジメントは、介護予防の目的である「高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐ」「要支援・要介護状態になっても状態がそれ以上に悪化しないようにする」ために、高齢者自身が地域における自立した日常生活を送ることができるよう支援するものです。

地域において、高齢者が健康を維持し、改善可能な場合は適切な支援を受けて改善に向かい、医療や介護、生活支援等を必要とする状態になっても住み慣れた地域で暮らし、その生活の質を維持・向上させるためには、高齢者一人一人が自分の健康増進や介護予防について意識を持ち、自ら必要な情報にアクセスするとともに、介護予防、健康の維持・増進に向けた取り組みを行うことが重要です。

介護予防支援・介護予防ケアマネジメントは、ケアマネジャー等が要支援者・総合事業対象者の利用者（以下「利用者」という。）に対する適切なアセスメントを行い、その状態や置かれている環境等に応じて、利用者の自立に向けて目標を設定し、利用者が理解した上で、その達成に向けて、介護予防の取り組みを生活の中に取り入れ自ら実施するとともに、適切な保健医療サービス及び介護・福祉サービス、通いの場などの生活支援サービス等が、多様な事業者等から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるよう、ケアプランを作成し、評価できるよう支援するものです。

また、利用者の自身が、地域で何らかの役割を果たせる活動を継続することにより、日常生活上の何らかの困りごとに対して、心身機能の改善だけではなく、地域の中で生きがいや役割を持って生活できるような居場所に通い続ける等、「心身機能」「活動」「参加」の支援を踏まえた内容となるよう利用者の選択を支援することも重要です。

介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければなりません。

3 介護予防に係るケアマネジメントの基本的取扱方針

- 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントは、利用者の介護予防に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行うこと。
- 指定介護予防支援事業者等は、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービス等を選択できるよう、目標志向型のサービス計画を策定すること。
- 指定介護予防支援事業者等は、自らその提供する介護予防支援の質の評価を行い、常にその改善を図ること。

4 介護予防に係るケアマネジメントの類型

(1) 介護予防支援と介護予防ケアマネジメント

	介護予防支援 【介護予防サービス計画】	介護予防ケアマネジメント 【介護予防・生活支援サービス計画】
対象者	予防給付のみ、又は予防給付及び総合事業の訪問型サービス若しくは通所型サービスの両方を利用する要支援認定者	総合事業の訪問型サービス若しくは通所型サービスのみの利用をする要支援認定者及び事業対象者
実施者	指定介護予防支援事業所 (指定居宅介護支援事業所に委託可能)	地域包括支援センター (指定居宅介護支援事業所に委託可能)
費用	介護予防支援費	介護予防ケアマネジメント費

(2) 介護予防支援と介護予防ケアマネジメントの概要

	介護予防支援	ケアマネジメントA (原則的な介護予防ケアマネジメント)	ケアマネジメントB (簡略化した介護予防ケアマネジメント)	ケアマネジメントC (初回のみ介護予防ケアマネジメント)
対象サービス	予防給付： 訪問看護、 訪問リハ、 通所リハ、 福祉用具貸与、 特定福祉用具販売、 住宅改修等	自立援助訪問型サービス（訪問介護サービス相当）、健康向上通所型サービス（通所介護サービス相当）、短期集中通所型サービス（通所型サービスC）	家事援助訪問型サービス（訪問型サービスA）、健康維持通所型サービス（通所型サービスA）	訪問型・通所型サービスB（住民主体による支援）今後想定される
契約手続き	○	○	○	○
アセスメント	○	○	○	—
ケアプラン原案作成	○	○	○	—
サービス担当者会議	○	○	△ 必要時	—
利用者への説明・同意	○	○	○	○
ケアプラン確定・交付	○	○	○	— (ケアマネジメント結果を通知する)
サービス利用開始	○	○	○	○
モニタリング	○	○	△ 適宜	— (必要に応じ)
給付管理	○	○	○	○
マネジメント報酬	○	○	○	○

5 介護予防に係るケアマネジメントの実施の流れ

介護予防支援・介護予防ケアマネジメントは、「指定介護予防支援事業所等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援事業所等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年厚生労働省令第37号7）の「第4章 介護予防のための効果的な支援方法に関する基準」及び「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）の実施及び介護予防手帳の活用について」（平成27年6月5日厚生労働省老健局振興課長通知）を参照の上、実施することとします。

○ケアマネジメント利用の手続き	
契約手続	<ul style="list-style-type: none"> ・契約書 ・重要事項説明書 ・個人情報同意書
○ケアマネジメントの流れ	
1 アセスメント (課題分析)	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者宅を訪問し、利用者及びその家族に面談して実施 ・面談趣旨を十分に説明し、理解を得る
2 ケアプラン原案の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の希望やアセスメントの結果を踏まえて、具体的な目標とその目標を達成するための本人の取り組み・事業者等の支援等についてのケアプラン原案を作成する
3 サービス担当者会議の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネジメントB・Cでは省略できる ・利用者及びその家族とサービス提供事業所等の参加 ・担当者会議の要点が記載されている経過記録等の作成
4 ケアプラン確定・交付	<ul style="list-style-type: none"> ・プラン原案に利用者の署名・捺印 ・プランを本人及びサービス提供事業所に交付
5 個別計画の提出	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供事業所が作成した個別計画の提出を求める
6 モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> ・モニタリングを実施し、記録する
7 評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアプランのサービスの評価期間終了時に、目標が達成されたか評価を行う ・評価に基づき、ケアマネジメントの継続・変更を行う

6 介護予防に係るケアマネジメントの留意事項

(1) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの実施

介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの実施に当たっては、介護予防の効果を最大限に発揮できるよう次に掲げる事項に留意する。

- 1) 単に運動機能や栄養状態、口腔機能といった特定の機能の改善だけを目指すのではなく、これらの機能の改善や環境の調整などを通じて、利用者の日常生活の自立のための取組を総合的に支援することによって生活の質の向上を目指すこと。
- 2) 利用者による主体的な取組を支援し、常に利用者の生活機能の向上に対する意欲を高めるよう支援すること。

- 3) 具体的な日常生活における行為について、利用者の状態の特性を踏まえた目標を、期間を定めて設定し、利用者、サービス提供者等とともに目標を共有すること。
- 4) 利用者の自立を最大限に引き出す支援を行うことを基本とし、利用者のできる行為は可能な限り本人が行うよう配慮すること。
- 5) サービス担当者会議を通じて、多くの種類の専門職の連携により、地域における様々な予防給付の対象となるサービス・総合事業のサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて、介護予防に資する取組を積極的に活用すること。
- 6) 地域包括支援センター・市が開催している地域ケア会議等を通じて、自立支援に向けた多職種によるケアマネジメントの検討の機会も活用すること。

(2) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの委託

介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの実施にあたっては、指定居宅介護支援事業所に委託することができますが、指定介護予防支援事業所（地域包括支援センター）は、委託した場合においても責任をもって関与する。

また、委託に当たっては、適切かつ効率的に介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの業務が実施できるよう、委託する業務の範囲や業務量について配慮する。

なお、委託する指定居宅介護支援事業所は、介護予防支援等の業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業所でなければなりません。

(3) その他の留意事項

- 1) 障害者総合支援法において、従来支援を行っていた相談支援専門員と連携する等、制度間のサービス継続が円滑に行われるよう留意すること。
- 2) 利用者に対し、複数のサービス事業者、その他生活支援サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等について説明を行い、理解を得ること。
- 3) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供の開始に際し、あらかじめ、利用者について、医療機関に入院する必要がある場合には、担当ケアマネジャーの氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めること。
- 4) 利用者が入院した際は、速やかに医療機関に情報提供すること。
- 5) サービス担当者会議は、利用者及び家族の参加を基本とすること。
- 6) サービス事業所等から利用者に係る情報の提供を受けたとき、その他必要と認めるときは、利用者の同意を得て主治医若しくは歯科医師又は薬剤師に提供すること。
- 7) 利用者が介護予防訪問看護等の医療サービスの利用を希望している場合、その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治医又は歯科医師の意見を求めること。

8) 介護予防サービス計画に、介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売を位置づける場合は、その利用の妥当性を検討し、その利用を記載するとともに、介護予防福祉用具貸与の場合は、必要に応じて随時、サービス担当者会議を開催し、その継続の必要性を検証した上で、継続が必要な場合にはその理由を介護予防サービス計画に記載すること。

7 介護予防に係るケアマネジメントの関連様式等

(1) 利用者基本情報・基本チェックリスト・計画書・経過記録・評価表

(地域支援事業実施要綱等参照、市介護福祉課ホームページに掲載)

(2) 興味・関心チェックシート(参考)：資料1

興味・関心チェックシートの活用を行うことで、利用者の興味やこれまでの人生の中で趣味、関心のあったこと等を負担なく聞き取ることができる場合もあります。課題整理後の具体的な目標設定や取り組みにつなげていくための、ツールの一つになります。

(3) 生活機能チェックリスト(参考：市独自)：資料2

市が開催している自立支援型地域ケア個別会議で使用している様式です。基本チェックリストを補完する内容で、生活機能について詳しく確認し、アセスメントに活用できるものになっています。

(4) 入退院に係る様式(市介護福祉課ホームページに掲載)

北見市入退院連絡の手引き

- ・ケアマネジャーの名刺を、利用者の健康保険証と一緒に保管
- ・入院時情報提供書
- ・退院・退所時情報記録書

(5) 訪問看護開始に係る様式(市介護福祉課ホームページに掲載)

北見市における訪問看護の開始までのケアマネジャーが実施する手順(介護保険に限る)

- ・訪問看護相談票・利用申込書
- ・主治医⇄ケアマネジャー連絡票(訪問看護サービス利用に関わる医師意見)

(6) 軽度者に対する福祉用具貸与に係る様式(市介護福祉課ホームページに掲載)

- ・診療情報提供依頼書(福祉用具貸与の例外給付申請用)

興味・関心チェックシート

氏名：_____ 年齢：__歳 性別（男・女） 記入日：__年__月__日

表の生活行為について、現在しているものには「している」の列に、現在していないがしてみたいものには「してみたい」の列に、する・しない、できる・できないにかかわらず、興味があるものには「興味がある」の列に○を付けてください。どれにも該当しないものは「している」の列に×をつけてください。リスト以外の生活行為に思いあたるものがあれば、空欄を利用して記載してください。

生活行為	している	してみたい	興味がある	生活行為	している	してみたい	興味がある
自分でトイレへ行く				生涯学習・歴史			
一人でお風呂に入る				読書			
自分で服を着る				俳句			
自分で食べる				書道・習字			
歯磨きをする				絵を描く・絵手紙			
身だしなみを整える				パソコン・ワープロ			
好きなときに眠る				写真			
掃除・整理整頓				映画・観劇・演奏会			
料理を作る				お茶・お花			
買い物				歌を歌う・カラオケ			
家や庭の手入れ・世話				音楽を聴く・楽器演奏			
洗濯・洗濯物たたみ				将棋・囲碁・ゲーム			
自転車・車の運転				体操・運動			
電車・バスでの外出				散歩			
孫・子供の世話				ゴルフ・グラウンドゴルフ・水泳・テニスなどのスポーツ			
動物の世話				ダンス・踊り			
友達とおしゃべり・遊ぶ				野球・相撲観戦			
家族・親戚との団らん				競馬・競輪・競艇・パチンコ			
デート・異性との交流				編み物			
居酒屋に行く				針仕事			
ボランティア				畑仕事			
地域活動 (町内会・老人クラブ)				賃金を伴う仕事			
お参り・宗教活動				旅行・温泉			

生活機能チェックリスト（北見市様式）

氏名： _____

記入年月日： _____

大項目	No.	質問項目	回答:いずれかに ○をお付け下さい		
運動	1	自宅内を物を持って歩けてますか	はい	いいえ	不明
	2	自宅の外を物を持って歩けてますか	はい	いいえ	不明
	3	ズボン、スカートを立ったまま、支えなしではけますか	はい	いいえ	不明
栄養 食生活	4	食事の用意をしていますか	はい	いいえ	不明
	5	定期的に3食とっていますか	はい	いいえ	不明
	6	主食・主菜(肉・魚・卵・乳製品・大豆製品)・副菜をとっていますか	はい	いいえ	不明
寝具管理	7	布団の出し入れ・シーツ交換・布団干しをしていますか	はい	いいえ	不明
更衣	8	季節に・場所に応じた服装ができますか	はい	いいえ	不明
	9	寝間着や肌着の着替えができますか	はい	いいえ	不明
入浴 整容	10	一人で体を洗うことができますか	はい	いいえ	不明
	11	顔や髪、爪をきちんと整えることができますか	はい	いいえ	不明
排泄	12	排泄に関する心配がありませんか(尿漏れ・便秘・下痢)	はい	いいえ	不明
口腔	13	歯や義歯を磨いたり、口腔の手入れをしていますか	はい	いいえ	不明
	14	自分の歯又は入れ歯で、左右の奥歯をしっかりと噛みしめられますか	はい	いいえ	不明
	15	義歯を使用していますか	はい	いいえ	不明
洗濯 掃除	16	洗濯をしたり、干し物を取り込み、元の位置にしまっていますか	はい	いいえ	不明
	17	家の中や家のまわりの片付けや掃除などをしていますか	はい	いいえ	不明
	18	ごみの分別やごみ出しをしていますか	はい	いいえ	不明
認知	19	火の始末や戸締りはできますか	はい	いいえ	不明
	20	前の晩に食べたものを思い出せますか	はい	いいえ	不明
閉じこもり	21	趣味や楽しみ、好きでしていることがありますか	はい	いいえ	不明
	22	日中寝ないで起きて過ごしていますか	はい	いいえ	不明
	23	家庭の事で決まった仕事や役割がありますか	はい	いいえ	不明
	24	親族、友人、隣近所との付き合いや談笑ができますか	はい	いいえ	不明
	25	催し物や地域の活動などに参加しますか	はい	いいえ	不明
健康管理	26	定期的な診察、あるいは1年に1度健診を受けていますか	はい	いいえ	不明
	27	薬はきちんと飲んでいますか	はい	いいえ	不明
	28	食事内容の注意を守っていますか	はい	いいえ	不明
	29	散歩や体操を(週1回)していますか	はい	いいえ	不明
うつ	30	十分な睡眠はとれていますか	はい	いいえ	不明
	31	あなたは普段健康だと思いますか	はい	いいえ	不明